

滋賀県自殺対策計画

令和5年(2023年)3月

滋 賀 県

目次

I はじめに

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	1

II 基本理念

III 自殺の現状

1. 自殺者数	2
2. 自殺死亡率	2
3. 年齢階級別自殺者数	3
4. 原因・動機別自殺者数	3
5. 自殺未遂歴の有無と自殺者数の推移	4
6. 死因順位別にみた年齢階級別死因割合	5
7. 滋賀県政世論調査	5
8. 滋賀県における自殺対策の課題	7
(1) 統計から見える課題	
(2) 取組から見える課題	

IV 自殺対策における基本認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死	8
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況	8

V 自殺対策の基本方針

1. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	9
(1) 様々な分野の生きる支援との連携を強化する	
(2) 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携	
(3) 精神保健医療福祉施策との連携	
(4) 孤独・孤立対策との連携	
2. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	9
(1) 対人支援・地域支援・制度のレベルごとの対策を効果的に連動させる	
3. 生きることの包括的な支援として推進する	10
(1) 社会全体の自殺リスクを低下させる	
(2) 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす	
4. 啓発と実践をともに推進する	11
(1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する	
(2) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する	
(3) 社会全体で幼少期からの自尊感情を高める取組を推進する	

5. 県、市町、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
..... 11

VI 自殺対策の具体的取組

1. 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する 12
- (1) 子どもを取り巻く環境・支援の充実
 - (2) SOS の出し方に関する教育の推進
 - (3) いじめ等を苦しめた子どもの自殺防止
 - (4) 若者への支援の充実
 - (5) SNS を活用した相談体制の充実
 - (6) CDR（予防のための子どもの死亡検証）を踏まえた取組の強化
2. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 13
- (1) 救急医療機関と精神科医との連携の強化
 - (2) 自殺未遂者に対する支援体制の充実
 - (3) 自殺対策従事者等支援者へのこころのケアの推進
3. 勤務問題による自殺対策をさらに推進する 14
- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (2) 職場におけるメンタルヘルスにかかる啓発
 - (3) ハラスメント防止対策にかかる啓発
 - (4) 労働相談や失業者等に対する就労支援の実施
 - (5) 職業的自立へ向けた若年者への支援
4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 15
- (1) かかりつけ医等によるこころの健康問題対応力向上による連携の促進
 - (2) 精神科救急医療システム事業の推進
 - (3) 子ども・若者に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - (4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
 - (5) 依存症者等に対する支援の充実
5. 遺された人への支援を充実する 16
- (1) 遺族の自助グループへの支援
 - (2) 学校等での事後対応の促進
 - (3) 遺族等に対する相談体制の充実
6. 災害時や感染症等により精神的負担を抱えている方への支援を充実する 17
- (1) 大規模災害における被災者のこころのケアの推進
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対するこころのケアの推進
7. 女性の自殺対策をさらに推進する 17
- (1) 女性に対する支援の充実
 - (2) 妊産婦への支援の充実
8. 社会全体の自殺リスクを低下させる 18
- (1) 相談体制の充実と相談窓口情報のわかりやすい発信
 - (2) 多重債務の相談窓口の充実
 - (3) 経営者に対する相談事業の実施
 - (4) 児童虐待の被害児童への支援の充実

(5) 労働相談や失業者等に対する就職支援の実施	
(6) 毒物劇物の取締りの実施	
(7) SNS を活用した相談支援窓口情報の発信	
(8) インターネット上の自殺予告事案への対応	
(9) ひきこもりへの支援の充実	
(10) 性犯罪・性暴力等の被害者への支援の充実	
(11) 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進	
(12) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	
(13) 性的マイノリティへの支援の充実	
(14) インターネット上の人権侵害への対応	
(15) 報道機関に対する周知	
9. こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する	21
(1) 地域におけるこころの健康づくりの推進	
(2) 学校におけるこころの健康づくりの推進	
(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進	
(4) 自殺対策従事者等支援者へのこころのケアの推進	
10. 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す	22
(1) 自殺予防に関する啓発事業の実施	
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	
11. 自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る	23
(1) 教職員に対する啓発等の実施	
(2) 地域における指導的人材の養成	
(3) 福祉分野での人材育成の実施	
(4) 地域の様々な分野での人材養成の実施	
(5) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	
12. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	24
(1) 実態を解明するための調査の実施	
(2) 情報収集・分析・提供等の充実	
(3) CDR（予防のための子どもの死亡検証）との連携	
13. 民間団体との連携を強化する	24
(1) 民間団体に対する支援と連携の強化	
(2) 民間団体の電話相談事業に対する支援	
(3) 職能団体の研修活動に対する支援	
14. 市町や圏域における実践的な取組を支援する	24
(1) 県自殺対策推進センターを核とした県自殺対策の効果的な実施	
(2) 県自殺対策推進センターによる市町計画改定支援	
(3) 自殺未遂者支援を入口とした支援連携体制の確保	

Ⅶ 自殺対策の数値目標と推進体制

1. 推進体制	26
2. 数値目標	26
3. 施策の評価および管理	26

I はじめに

1. 計画の策定趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し3万人を超え、その後も3万人前後の高い水準で推移してきたことから、自殺は深刻な社会問題となりました。こうした状況に対処するため、平成18年10月に自殺対策基本法が施行、平成19年6月には自殺総合対策大綱が閣議決定されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、本県においても総合的な自殺対策に取り組んできました。

本県においては、平成22年7月（平成25年12月改定）に自殺対策の基本的な取り組み方針となる「滋賀県自殺対策基本方針」を取りまとめ、平成25年度には精神保健福祉センター内に自殺予防情報センター（現自殺対策推進センター）を設置し、対策を進めてきました。

こうした中、平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正され、平成29年7月には自殺総合対策大綱が改正され、本県においては、平成30年3月に「滋賀県自殺対策計画」を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現～」を目指し、各種施策に取り組んできました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、進路問題や親子問題、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進することが重要です。

また、「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現を目指し、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等から、これまでの計画における成果と課題、社会環境の変化や国の動向、県民のニーズ等を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るための計画として改定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県計画として策定し、「滋賀県保健医療計画」および「健康いきいき21—健康しが推進プラン—」「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」と整合性のある計画とします。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。なお、この計画は、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合はもとより、県が推進すべき自殺対策計画としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

II 基本理念

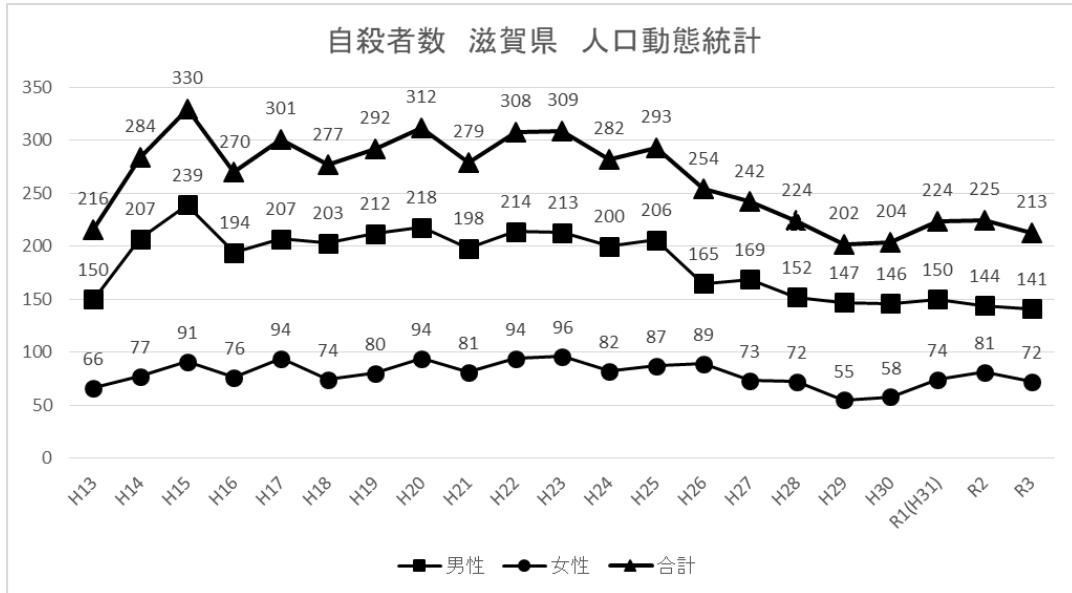
誰も自殺に追い込まれることなく、つながり支え合う滋賀の実現

Ⅲ 自殺等の現状

1. 自殺者数

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成 15 年の 330 人をピークに、それ以降は 300 人前後で推移してきましたが、平成 25 年以降 4 年連続で減少し、平成 29 年の 202 人まで減少しました。それ以降 3 年間は増加に転じ、女性の自殺者の割合が増加しています。

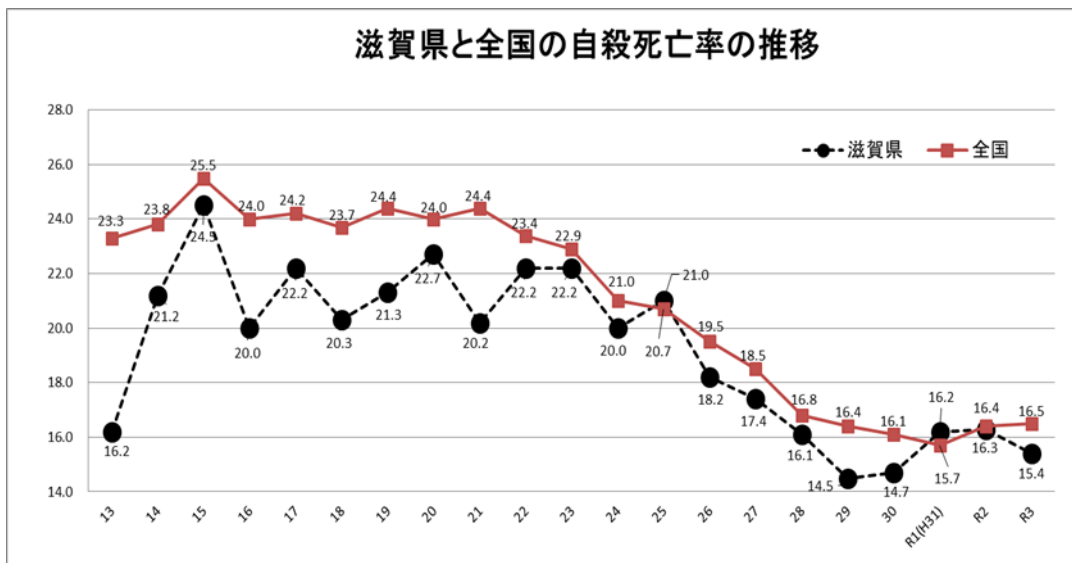
また、男性の自殺者数は、女性の自殺者数の 2 倍で推移しています。



厚生労働省「人口動態統計」より

2. 自殺死亡率

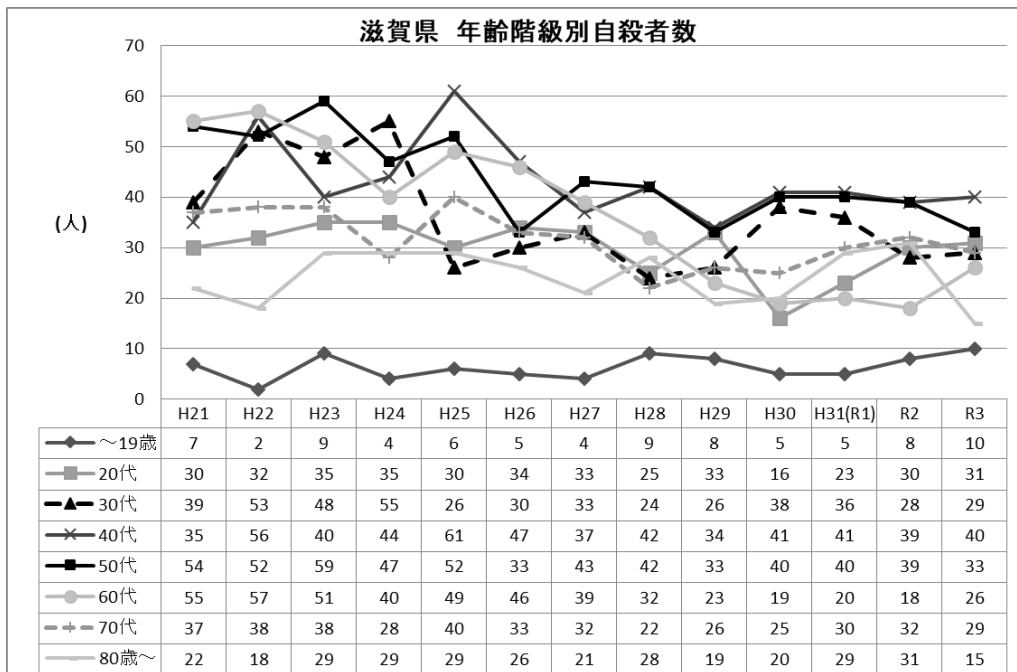
厚生労働省「人口動態統計」によると、滋賀県の人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）は、平成 25 年、令和元年に全国平均を上回っていた他は、全国平均を下回って推移しています。



厚生労働省「人口動態統計」より

3. 年齢階級別自殺者数

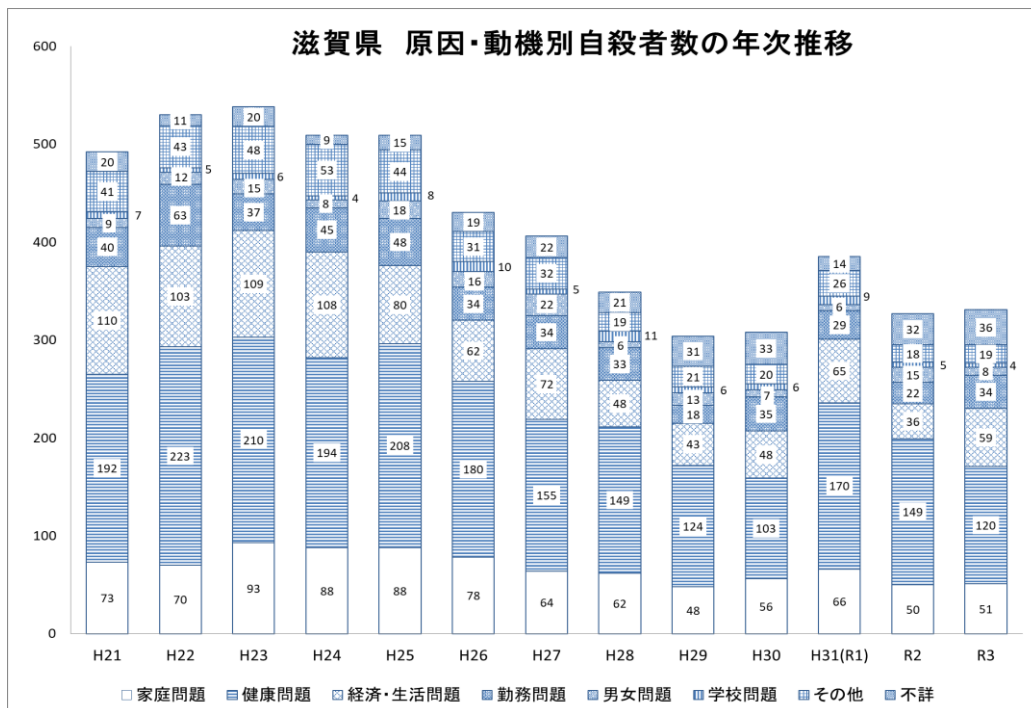
厚生労働省「人口動態統計」によると、年齢階級別の自殺者数の推移では、40代、50代は横ばいで多い傾向にあります。また、ここ数年、10歳代、20歳代は増加傾向にあります。



厚生労働省「人口動態統計」より

4. 原因・動機別自殺者数

警察庁「自殺統計」によると、平成28年以降「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」と続いていましたが、令和3年は「経済・生活問題」が増加し「家庭問題」より多くなりました。また「勤務問題」は増加し、「健康問題」は若干減少しています。（複数回答）

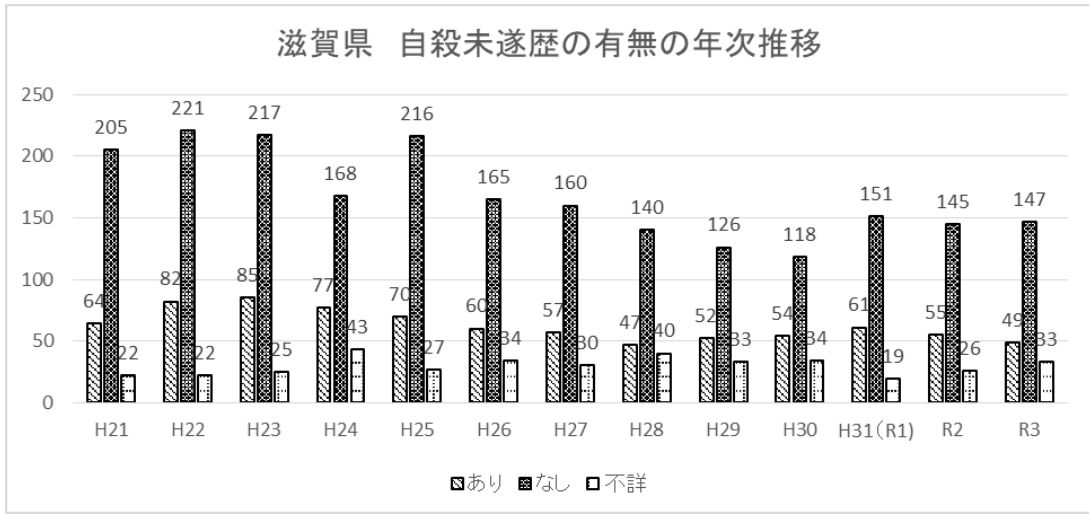


警察庁「自殺統計」より

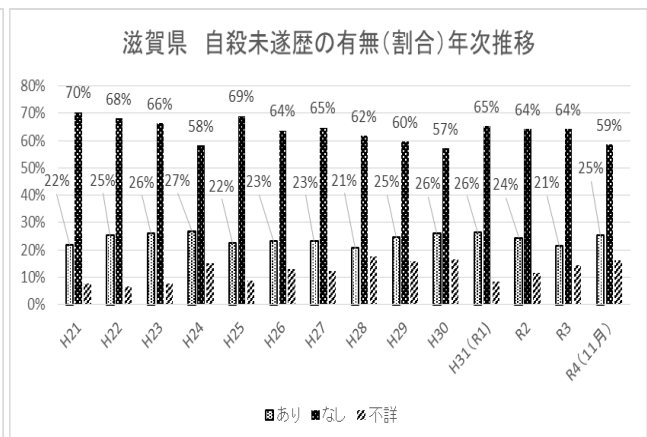
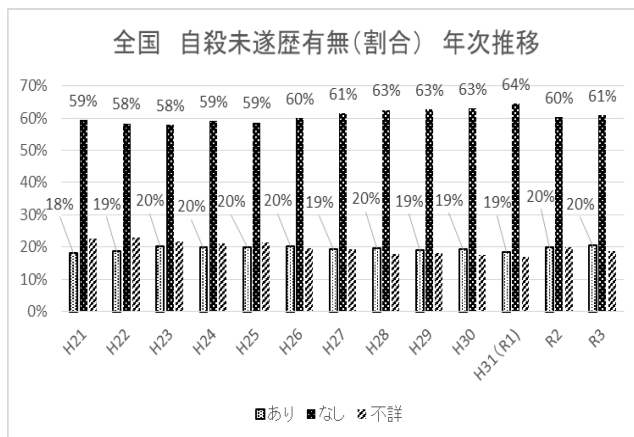
5. 自殺未遂歴の有無と自殺者数の推移

警察庁「自殺統計」によると、自殺者数における未遂歴ありの方は、平成23年のピーク時より半数近く減少していましたが、近年横ばいで推移しており、約2割となっています。全国との比較では、未遂歴ありの方の割合は多い傾向にあります。

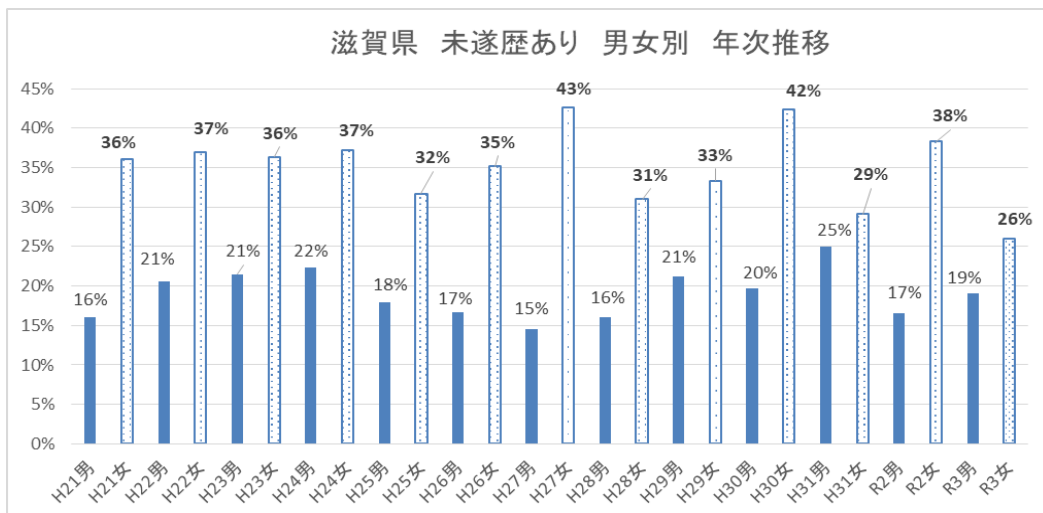
また、男女別では女性の割合が高い傾向にあります。



警察庁「自殺統計」より



警察庁「自殺統計」より



警察庁「自殺統計」より

6. 死因順位別にみた年齢階級別死因割合

厚生労働省「人口動態統計」によると、年齢階級の死因をみると、10歳～44歳までの死因の1位が自殺となっており、15～19歳、20代で全死亡者数の半数を超えています。(10歳～14歳はすべて同数です、35～39歳も悪性新生物と同数です) (令和3年)

年齢階級	1位	率	2位	率	3位	率
10～14歳	自殺	28.6%	悪性新生物	28.6%	不慮の事故	28.6%
15～19歳	自殺	61.5%	悪性新生物	7.7%	神経系の疾患	7.7%
20～24歳	自殺	52.6%	悪性新生物	15.8%	その他の外因	10.5%
25～29歳	自殺	63.6%	心疾患(高血圧性を除く)	12.1%	不整脈及び伝導障害	9.1%
30～34歳	自殺	38.5%	悪性新生物	17.9%	心疾患(高血圧性を除く)	7.7%
35～39歳	自殺	31.1%	悪性新生物	31.1%	不慮の事故	8.9%
40～44歳	自殺	38.3%	悪性新生物	21.7%	心疾患(高血圧性を除く)	10.0%
45～49歳	悪性新生物	39.1%	自殺	13.3%	心疾患(高血圧性を除く)	13.3%
50～54歳	悪性新生物	39.0%	心疾患(高血圧性を除く)	16.0%	自殺	9.1%
55～59歳	悪性新生物	45.2%	心疾患(高血圧性を除く)	15.7%	自殺	6.5%
60～64歳	悪性新生物	47.2%	心疾患(高血圧性を除く)	14.3%	急性心筋梗塞	6.6%

厚生労働省「人口動態統計」保管統計表 都道府県編より

7. 滋賀県政世論調査

調査対象：県内在住の満18歳以上の個人

標本数：3,000人

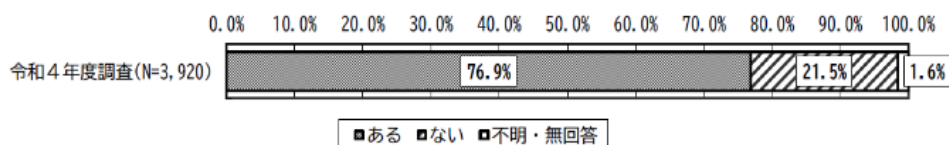
有効回答数：2,034人(67.8%)

調査時期：令和4年7月11日から8月1日

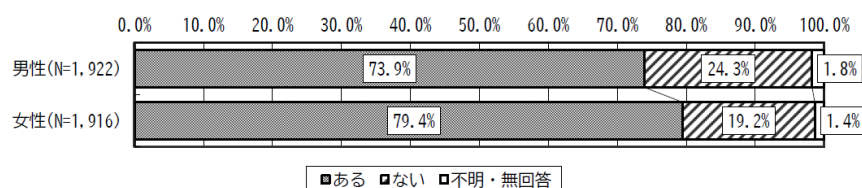
調査方法：郵送法・オンライン調査法の併用

本調査の中で、こころの健康についての設問に対する回答結果は以下のとおりでした。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるストレスや不安の有無では、「ある」と答えた人が76.9%となった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が性・年代を問わずストレスや不安を与えており、女性の方が男性よりも高い傾向にあった。

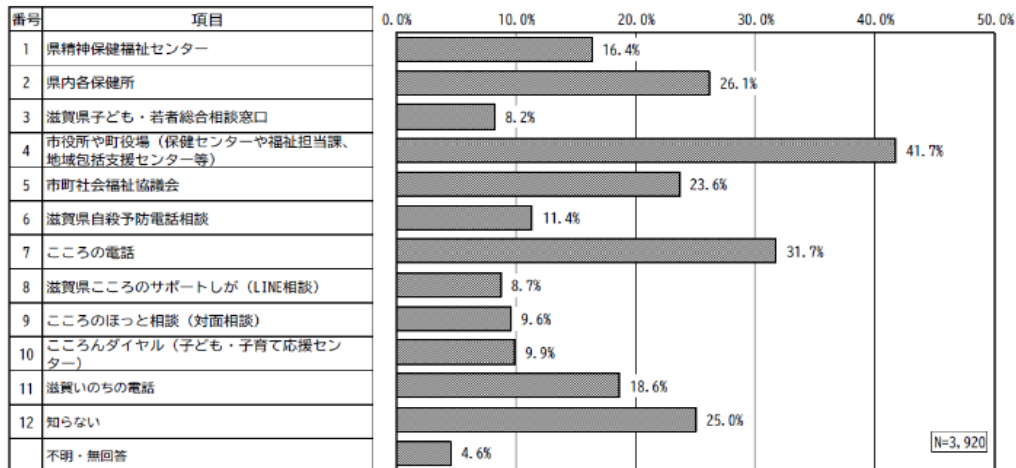


【性別】



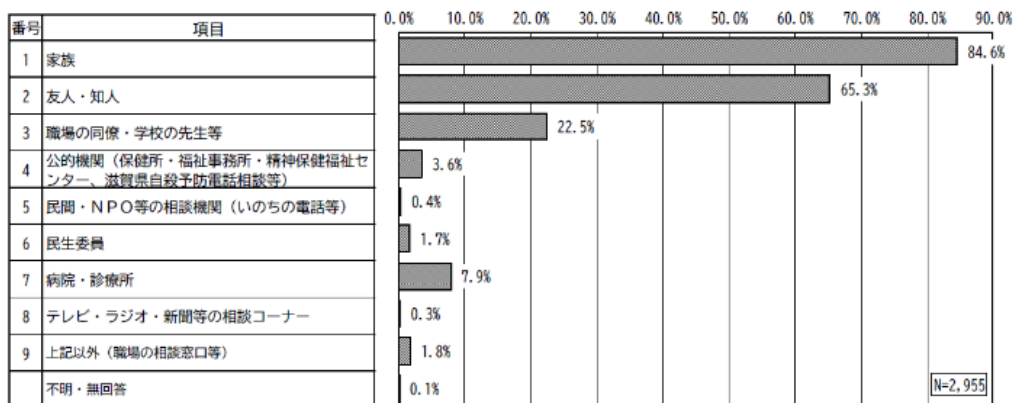
○こころの健康に関連する相談窓口の認知度では、「市役所や町役場（保健センターや福祉担当課、地域包括支援センター等）」が41.7%で最も高く、次いで「こころの電話」が31.7%、「県内各保健所」が26.1%となった。一方、「知らない」と答えた人が25.0%であった。

【複数回答】



○悩みやストレスを相談する相手（場所）では、「家族」と答えた人が84.6%と最も高く、次いで「友人・知人」が65.3%となった。

【複数回答】



○ストレスや不安の内容では、「漠然とした不安など」と答えた人が51.5%と最も高く、次いで「人と会えないことによる寂しさ」が50.0%となった。性・年代別でみると、18～34歳の男女ともに「人と会えないことによる寂しさ」と答えた人の割合が高く、35～64歳では「漠然とした不安など」と答えた人の割合が高かった。

○悩みを抱えていそうな方への対応の仕方では、「とりあえず声をかけて話をきく」と答えた人が64.1%で最も高かった。性別でみると、「とりあえず声をかけて話をきく」と答えた女性の割合が高く、女性の方が男性よりも話をきく傾向にあった。

○悩みやストレスを相談する相手（場所）の有無では、「相談する相手がいる（場所がある）」と答えた人が75.4%で最も高かった。性別でみると、男性では「相談する必要はないので誰にも相談しない」と答えた人の割合が13.8%と女性よりも高い傾向にあった。

○自殺についての考え方では、「ほとんどの自殺は予兆なく起こる」と答えた人が41.7%と最も高く、次いで「自殺の危機にある人は死ぬ決意をしている」が26.1%となった。

8. 滋賀県における自殺対策の課題

(1) 統計等から見える課題

自殺者数は、平成30年以降の3年間増加に転じ、女性の自殺者の割合が増加しています。また、男性の自殺者数は、女性の自殺者数の2倍で推移しています。平成30年3月に策定した滋賀県自殺対策計画では、当面の目標として、自殺死亡率を平成27年（2015年）の17.4と比べて15%以上減少させることとし、令和4年（2022年）には14.8以下となることを目指すとしていましたが、平成29年の14.5以降増加傾向にあり、さらなる取組強化を図る必要があります。年齢階級別の自殺者数の推移において、特に10代、20代が増加傾向にあり、年齢階級別の死因についても、10歳～44歳までの死因の1位が自殺となっています。原因・動機別自殺者の推移においては、平成28年以降「健康問題」「家庭問題」「経済・生活問題」と続いていましたが、令和3年は「経済・生活問題」が増加し「家庭問題」より多くなりました。

また、自殺者の約2割は未遂歴有りの方となっており、女性が多い傾向にあります。滋賀県政世論調査から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるストレスや不安の有無では、「ある」と答えた人が76.9%となり、女性の方が男性よりも高い傾向にありました。

これらのことから、男性の自殺対策に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、若年層や経済・生活問題、女性の自殺未遂者の対策により一層取り組むことが求められています。

(2) 取組から見える課題

自殺は、背景に様々な要因が複合的に絡み合っていることから、平成30年3月に策定した滋賀県自殺対策計画に基づき、保健・医療・福祉・司法・教育・労働等の関係機関の連携のもと、分野横断で対策に取り組んできました。

中でも、県だけでなく、全市町に自殺対策計画が策定され、自殺予防の啓発、ゲートキーパーの養成、相談窓口の設置、自殺未遂者支援の地域におけるネットワークづくりなどに取り組んできました。これら計画に基づく様々な取組に加えて、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により悩みを抱えた方を孤立させずしっかり受け止めるため、対面による「こころのほっと相談」や自殺予防相談電話の回線をそれぞれ拡充しているほか、「滋賀いのちの電話」などの団体支援の拡充、対面や電話に抵抗感がある方も相談しやすいよう、令和3年5月から、新たにSNSによる相談を開始するなど、様々な手法により相談体制の充実・強化を図ってきました。それらの拡充した相談窓口をより多くの方に知っていただくため、自殺相談窓口に係るリスティング広告（自殺に関連するキーワードに反応して広告を表示）の実施期間を通年に拡充したほか、県のホームページやSNSアカウント、広報誌等、様々な広報媒体を通して自殺相談窓口の周知も強化してきました。

しかし、近年減少傾向にあった自殺者数は、平成30年以降の3年間増加し、若年層や女性、経済生活問題による自殺者の増加など新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念などが背景にあると考えられ、今後さらなる分析と、対策の強化が求められると考えられます。

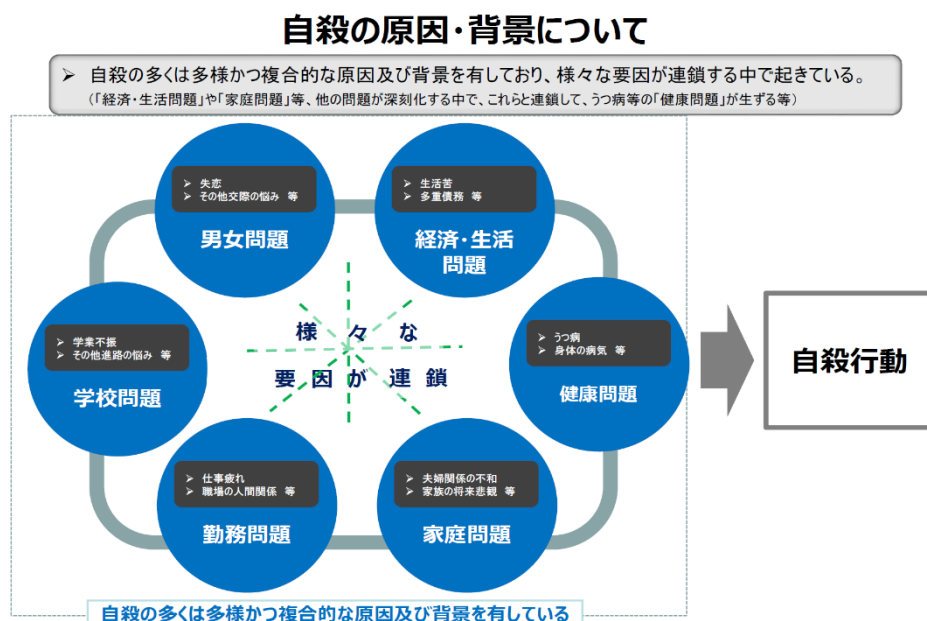
令和5年度からの計画では、これまでの取組を基本に置きつつ、コロナ禍で増加した自殺者の分析を踏まえた対策の強化を行い、より一層、幅広い関連施策と自殺対策との連携強化にも取り組む必要があります。

IV 自殺対策における基本認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理には、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などにより、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程があると考えられるからです。

自殺行動に至った人の大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、自殺の直前には抑うつ状態にあたり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができないところの状態となっていることが明らかになっています。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。



厚生労働省自殺対策推進室作成

2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況

平成 15 年以降 300 人を前後しながら推移してきた自殺者数は、平成 25 年以降 4 年連続して減少し、平成 29 年には 202 人となり、平成 7 年以来の低い自殺者数となりました。

しかし平成 30 年以降の 3 年間増加に転じ、女性の自殺者の割合が増加しています。男性の自殺者数は女性の自殺者数の倍で推移しています。

また、若年層では、10 歳代、20 歳代の自殺者数は増加傾向にあることに加えて、10 歳から 44 歳までの死因の第一位が自殺となっています。

これらは、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念なども背景にあると考えられ、今後さらなる分析と、対策の強化が求められ予断を許さない状況にあると考えられます。

かけがえのない尊い命が、自殺に追い込まれている現状は深刻であり、さらなる取組の強化が必要です。

V 自殺対策の基本方針

1. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

(1) 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係していることから、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このため、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があるし、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、連携の効果をさらに高めることが重要です。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援および地域づくりに向けた支援を一体的におこなう「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図ります。生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、公私協働による包括的な支援体制づくりを進めることが重要です。

(3) 精神保健医療福祉施策との連携

うつ病等による自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします。

また、これら各施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関をはじめとした地域の関係機関等に配置するなどの社会的なしくみを整えていきます。

(4) 孤独・孤立対策との連携

国では令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」と自殺の問題と同様の認識が示されました。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながります。さらには、孤独・孤立対策は、行政と民間団体、地域資源との連携など、自殺対策とも共通する部分が多くあり、このことから、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要があります。

2. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

(1) 対人支援・地域連携・制度のレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「制度のレベル」に分けて考え、これ

らを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

3. 生きることの包括的な支援として推進する

(1) 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していきます。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものであります。

具体的には、以下のとおり、SDGsのゴール・ターゲットに貢献します。

ゴール	ターゲット
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

(2) 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

4. 啓発と実践をともに推進する

(1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行います。

(2) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する

全ての県民が、身近な人の自殺を考えているサインに早く気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、治療や指導を受けながら見守っていけるよう、普及啓発活動等に取り組んでいきます。また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 社会全体で幼少期からの自尊感情を高める取組を推進する

自尊感情は、「長所も短所もひっくるめて自分自身をかけがえのない存在と感ずること」であり、子ども・若者が、夢や希望を持ち、前向きに生きていこうとする意識や態度につながる重要なものです。

園、学校では、幼少期から高校生までの居場所づくりを進め、子ども自らが主体的に取り組む活動や学びを通して、互いの人権を尊重し、多様性を受け入れ共に生きていこうとする心情や態度を育むことにより、自尊感情の育成を図ります。

また、地域社会全体で、学校以外の様々な場所や機会において、自尊感情を高める機運の醸成に努めます。

5. 県、市町、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

本県の自殺対策が最大限その効果を発揮して「つながり支え合いのある滋賀」を実現するためには、県、市町、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して県を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働のしくみを構築することが重要です。

VI 自殺対策の具体的取組

「IV 自殺対策における基本認識」および「V 自殺対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、以下の具体的取組を設定します。

また、施策や事業の実施評価・改善を定期的かつ効果的に行うことが重要であることから、今後5年間の計画で重点的に取り組む内容を明記するとともに、評価指標を設定し、定量的なデータで評価を実施します。

1. 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する **重点項目**

(1) 子どもを取り巻く環境・支援の充実

・子ども食堂等の取組の支援を通じ、子どもたちへの食事支援や、居場所・地域とのつながりを確保することで、困難な状況にある子どもを含めた子どもたちの支援や、孤独・孤立への対策を進めます。

・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーは、本人や家族の自覚がないまま表面化せず、周囲の者も気づかないことが多いことから、社会全体の認識を高め、関係機関が連携することで、孤独・孤立の防止や負担軽減等の支援につながる環境づくりを進めます。

・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。

・18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、社会全体で早期発見・見守り等の取組を推進します。

・保健室や相談室などをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、派遣を進めるなど学校における相談体制の充実を図ります。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行います。

・不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。

・高校中途退学者および進路未決定卒業生について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握および共有に努め、少年センター、ハローワーク、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行います。

(2) SOS の出し方に関する教育の推進

・様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けることや解決力の向上に向けた教育、SOS の出し方や出す力を育てる教育（援助希求的態度の育成）、こころの健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育に取り組めます。

・児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員に対し、SOS の出し方を教えるだけでなく、子どもが出した SOS について、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めたかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行うとともに、自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施します。

・児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員等に対して、ゲートキーパー研修を実施し、子どものメンタルヘルスの課題について正しく理解し、支援できるよう人材育成に努めます。

・希死念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその

背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進します。

(3) いじめ等を苦しめた子どもの自殺防止

- ・子ども・若者総合相談窓口の設置により、いじめや不登校など生活していく上で様々な悩みを抱える子どもの支援の充実を図ります。
- ・虐待、いじめや不登校など子どもに関する様々な悩みや相談に応じる電話相談「こころんだいやる」、いじめ等の子どもの悩みや相談に応じる深夜の電話相談「24時間子供 SOS ダイアル」を実施します。

(4) 若者への支援の充実

- ・支援を必要としている人が簡単に適切な支援策にかかる情報を得ることができるよう SNS を活用した情報発信を実施します。
- ・保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに関する第一次相談窓口や地域支援者の人材育成、普及啓発用の機能を有する「ひきこもり支援センター」において、本人・家族に対する相談・支援等を行い、地域関係者との協働により、ひきこもり対策を推進します。
- ・子ども・若者総合相談窓口、こころんだいやる、子ども家庭相談センター、滋賀県地域若者サポートステーション（サポステ）において、電話相談や面接相談により本人や家族からの相談に対して必要な支援を行います。
- ・滋賀県犯罪被害者総合窓口や性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）を設置し、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供や付添支援等、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図ります。

(5) SNS を活用した相談体制の充実

- ・これまでの電話や対面による相談に加え、若者にコミュニケーション手段として広く普及している SNS による相談の窓口を設けます。

(6) CDR（予防のための子どもの死亡検証：Child Death Review）を踏まえた取組の強化

- ・滋賀県 CDR モデル事業推進会議での検証およびそれを踏まえた予防策の提言を行い、提言内容の施策への反映に取り組みます。

2. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ **重点項目**

警察や消防などで対応した自殺未遂者や、救急病院等への搬送・入院となった自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための関係機関の連携による支援体制を確保します。

(1) 救急医療機関と精神科医療機関との連携の強化

- ・救急医療機関における自殺未遂者への適切な対応について、「自殺未遂者への対応（救急外来（ER）・救急科・救命救急センターのスタッフのための手引き）」等を活用して周知を図るとともに、救急医療機関を受診後、地域で必要な精神科医療を継続して受けることができるよう救急医療機関と精神科医療機関の連携の強化を図ります。

(2) 自殺未遂者に対する支援体制の充実

- ・医療機関と保健所、市町等地域関係機関が連携し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための継続的かつ包括的な支援体制を構築し、対応の充実を図っていきます。
- ・自殺未遂者に対応する医療関係者等への研修を実施し、警察、消防、救急医療機関、精神科医療機関、保健所、市町、相談支援事業所等による医療保健福祉のネットワークを構築し、対応力の向上を図ります。
- ・自殺対策推進センターにおいて、夜間・休日自殺予防電話相談を実施し、自殺未遂者を含め、自殺を考えている人の相談に応じます。

(3) 自殺対策従事者等支援者へのこころのケアの推進

- ・自殺対策従事者のこころの健康を維持するための取組を推進するとともに、事例検討や支援の振り返り等を通して、こころの健康に関する知見を活かした支援の普及を図ります。
- ・悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を推進します。

3. 勤務問題による自殺対策をさらに推進する

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・「働き方改革推進協議会」を構成する、国、県、労働団体および経済団体が連携、協力し、県内中小企業における時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、県内企業での働き方改革の取組を促進します。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定した企業について、ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、その取組を紹介することにより、企業での取組を促進します。

(2) 職場におけるメンタルヘルスにかかる啓発

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の取組が進むよう、企業の人事・労務担当者などを対象とした周知啓発を実施します。
- ・県および各保健所で実施する地域・職域連携推進事業を活用し、地域や職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ・職場においては、いきいきと働ける職場環境づくりに向けた取組が促進されるよう関係機関との連携強化を図り、健康経営の視点で、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に努めます。

(3) ハラスメント防止対策にかかる啓発

- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組が進むよう、企業の人事・労務担当者などを対象とした周知啓発を実施します。

(4) 労働相談や失業者等に対する就労支援の実施

- ・滋賀県労働相談所において、パワーハラスメントや賃金未払い、雇用問題等の労働に関する疑問、トラブルについて、専門の相談員による相談を実施します。
- ・滋賀労働局等と県が共同で運営する「しがヤングジョブパーク」(旧「おうみ若者未来サポートセ

ンター」)において、若者の就労に関する相談から就労までの支援をワンストップで実施します。

- ・滋賀労働局と県が一体的に運営する「シニアジョブステーション滋賀」において、中高年齢者の就労に関する相談から就労までの支援をワンストップで実施します。

- ・滋賀労働局と県が共同または一体的に運営する「滋賀マザーズジョブステーション」において、子育てをしながら再就職を希望する女性の就労に関する相談から就労までの支援をワンストップで実施します。

(5) 職業的自立へ向けた若年者への支援

- ・滋賀県地域若者サポートステーション(サポステ)において、仕事や就職に関する相談を実施するとともに、地域ネットワークを活用して若者の自立を包括的に支援します。

4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

うつ病等による自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組にあわせて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実させます。また、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活・福祉・家族など様々な問題に対して包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします。

(1) かかりつけ医等によるこころの健康問題対応力向上による連携の促進

- ・自殺の原因の一つとなっているうつ病は、アルコール健康障害との関連性が高い疾患であり、精神症状以外に身体症状が出ることも多いことから、内科等のかかりつけ医等のうつ病に対する診断、治療技術や専門医師との連携に関する研修を実施します。

- ・うつ病等の患者を内科等の一般診療所から精神科医療へスムーズに紹介を行えるよう、一般科と精神科の連携を促進します。

(2) 精神科救急医療システム事業の推進

- ・滋賀県精神科救急医療システム事業を推進し、緊急な医療を必要とする精神障害者等に対し、特に休日、夜間等における医療および保護を迅速かつ適切に実施します。

(3) 子ども・若者に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

- ・子ども・若者総合相談窓口の設置等により、生きづらさを抱える子ども・若者の支援の充実を図ります。

- ・発達障害や児童思春期の精神疾患等、専門医の養成や、専門医と地域との連携強化事業の実施により、子どものこころの医療や支援体制の強化を図ります。

- ・子ども家庭相談センターや市町の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町の障害福祉部局など療育に関わる関係機関との連携の強化を図ります。

(4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

- ・滋賀県難病相談支援センター、滋賀県難病医療連携協議会、各保健所は、難病患者および家族等からの相談に対応することにより、精神的負担の軽減に努めます。また、各種研修会や医療講演会・交

流会などにより、患者および家族が、より地域で充実して前向きに生活ができるような支援体制の構築に努めます。

- ・滋賀県難病相談支援センターは、当事者によるピア・サポート事業を実施し、相談者と同じ立場で相談を受け、より相談者に寄り添った支援を行います。
- ・がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、がん診療連携支援病院は、自殺予防の視点を持ってがん患者・家族の診療および相談支援を行うよう努めます。
- ・治療と職業生活が両立できるよう、両立支援の取組を行う関係機関が連携して情報共有や対策の検討を行い、必要な支援に取り組みます。

(5) 依存症者等に対する支援の充実

- ・自殺の危険因子であるアルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症について、借金や家族問題等との関連を踏まえ、継続的に治療を行うための支援とともに、自助グループ活動に対する支援を推進します。
- ・依存症で、県民が困ったときに相談対応できるよう身近な市町、保健所、精神保健福祉センターを相談窓口として、気軽に相談しやすい体制づくりを進めるとともに、本人に合った回復支援を行えるよう人材育成や体制づくりに努めます。
- ・依存症が疑われる者で専門医療機関の受診が必要な場合に、依存症治療拠点機関においてタイムリーな受診対応ができるよう、「依存症治療拠点機関」として定めた精神医療センターを中心に、依存症治療体制に推進に努めます。
- ・精神保健福祉センターや保健所は、未治療者支援において、市町や自助グループ活動等との連携を図りながら、依存症の本人や家族が地域で安心して生活できる相談支援のしくみづくりに努めます。
- ・精神保健福祉センターにおいては、地域で依存症に関連する相談に対応する市町、保健所、相談支援事業所、地域包括支援センター等の従事者が、適切な支援や治療につなげることができるよう必要な研修会の企画や技術協力により資質の向上や相談体制の強化を図ります。

5. 遺された人への支援を充実する

自殺で遺された人等の心理的影響を和らげるためケアを行うとともに、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

(1) 遺族の自助グループへの支援

- ・大切な人を亡くした遺族が、同じような体験をした人と出会い、気持ちを分かち合う「自死遺族の会」の活動を支援し、必要かつ適切な支援を受けながら、その人らしい生き方を再構築できるよう支援します。

(2) 学校等での事後対応の促進

- ・学校の教職員全体で急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）についての理解を深め、保護者、関係職員等と連携し、遺された子どものこころのケアの校内体制の確立に向けて取り組みます。
- ・弁護士、臨床心理士等で構成する緊急支援専門家チームにより、いのちに関わる事案をはじめ学校だけでは解決が困難な問題において、子ども・保護者等への支援と日常性の回復に向けて取り組みま

す。

- ・遺族に寄り添った対応をするとともに、文部科学省の指針に則り、適切に背景調査を行います。
- ・「こころのケアチーム」を学校等に派遣し、周囲の人々に対する発生直後の心理的ケア（危機対応等）や長期的な相談支援活動が的確に行われるよう学校現場等を支援します。

（3）遺族等に対する相談体制の充実

- ・自殺対策推進センターや保健所等において、自殺によって影響を受ける可能性のある人や遺族に対する相談に対応します。

6. 災害時や感染症等により精神的負担を抱えている方への支援を充実する

（1）大規模災害における被災者のこころのケアの推進

- ・大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える県民への支援が必要となり、様々な生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的なこころのケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かなこころのケアの実施を図ります。
- ・被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、県内精神科病院との連携のもと、こころのケアチーム事業の充実を図ります。

（2）新型コロナウイルス感染症の感染者等に対するこころのケアの推進

- ・新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者、クラスターが発生した施設の職員等に対するこころのケアを行います。

7. 女性の自殺対策をさらに推進する

（1）女性に対する支援の充実

- ・若年女性は、孤独、孤立、貧困、性被害などの悩みや不安を抱えながら、支援の隙間にこぼれがちであるため、支援機関や居場所につながる機会をつくり問題の深刻化を防ぐことを目的に SNS 相談を実施します。
- ・自立・生き方に関する相談、夫婦・家族関係に関する相談、性別による差別的取扱い、その他男女共同参画を阻害すると認められること、DV やセクシュアルハラスメントに関しての相談等様々な悩みに対して、男女共同参画心理相談員による総合相談を実施するとともに、臨床心理士による DV カウンセリング、男性相談員による男性相談および弁護士による法律相談の 3 部門の専門相談を実施することで、相談者に寄り添った支援を行います。

（2）妊産婦への支援の充実

- ・予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対して、にんしん SOS 滋賀等による相談事業を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を実施していきます。
- ・また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化するため、産婦健康診査が滋賀県内の全市町で実施されるよう、医師会等との広域的な連絡調整にかかる支援を行います。
- ・出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った

産婦といった特定妊婦等とその家族への支援の強化を図るため、母子健康手帳交付時の面接や支援プランの作成を行う市町と関係機関の連携・支援の充実を推進します。また、産後に心身の不調または育児不安等を抱える者等やその家族に対しては、産後サポート事業や産後ケア事業等により、心身のケアや育児のサポート等を行う市町に対して、保健所は、これらの市町事業が推進されるよう各圏域での母子保健担当者会議や周産期連絡調整会議を通して、関係機関の連携・支援の充実に取り組んでいきます。

また、県は、妊娠期から出産・子育て期が安心して過ごせる支援体制を確保するため、県内関係機関の代表で構成された妊産婦ケア検討会や、全ての市町と保健所が参加しての母子保健情報交換会を実施し、課題や今後の取り組みを検討します。

・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」「パタニティハラスメント」）がされないよう、周知啓発を行います。

8. 社会全体の自殺リスクを低下させる

社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要があることから、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

（1）相談体制の充実と相談窓口情報のわかりやすい発信

・高齢、障害、子ども、生活困窮等の属性にかかわらず生きづらさを抱える本人および世帯等が相談でき、複合・複雑化する地域生活課題に対し必要な相談支援が実施できる包括的・重層的支援体制整備を支援します。

・自殺対策推進センターにおいて電話相談を実施し、自殺を考えている人からの相談体制の充実を図るとともに、支援を必要としている人が適切な支援策に速やかにつながるようするため、相談窓口の情報を発信します。

・県民に身近で気軽に相談できる保健所や、専門機関としての精神保健福祉センターが連携して精神保健福祉相談に取り組むことにより、相談体制の充実を図ります。

・こころの電話相談として看護師や心理の専門家による精神保健相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制を引き続き実施します。

・平日の夜間、休日等に悩みを抱える人が相談できる対面型相談との連携体制の充実を図ります。

（2）多重債務の相談窓口の充実

・県内の消費生活相談窓口において、多重債務相談を実施し、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門的な窓口を紹介するなど、支援の充実を図ります。

・高校生のための消費生活講演会において「多重債務問題」もテーマに取り上げて多重債務の危険性の啓発に努めます。

（3）経営者に対する相談事業の実施

・商工会・商工会議所と連携して、経営状況が悪化し、資金繰り等に課題を抱える中小企業・小規模事業者を対象とした経営安定特別相談事業のほか、幅広い経営相談に対応します。

・しが金融ホットラインを設置し、県制度融資の情報提供を推進するとともに、県内の中小企業者からの資金繰り相談等に対して関係機関と連携し対応します。

(4) 児童虐待の被害児童への支援の充実

・児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ます。児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭相談センターや市町による児童家庭相談体制の強化とともに、社会的養護の充実を図ります。

・児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に啓発活動を行います。

・社会的養護のもとで育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることも多いことから、施設退所後の自立に向けた就労や社会生活のために、滋賀県地域養護推進協議会が設置され、福祉、就労、教育および司法等が共働して生活支援、就労支援、居場所づくりを行います。

(5) 労働相談や失業者等に対する就労支援の実施

・滋賀県労働相談所において、パワーハラスメントや賃金未払い、雇用問題等の労働に関する疑問、トラブルについて、専門の相談員による相談を実施します。

・滋賀労働局等と県が共同で運営する「しがジョブパーク」において、若者の就労に関する相談から就労までの支援をワンストップで実施します。

・滋賀労働局と県が一体的に運営する「シニアジョブステーション滋賀」において、中高年齢者の就労に関する相談から就労までの支援をワンストップで実施します。

・滋賀労働局と県が共同または一体的に運営する「滋賀マザーズジョブステーション」において、子育てをしながら再就職を希望する女性等の就労に関する相談から就労までの支援をワンストップで実施します。

(6) 毒物劇物の取締りの実施

・毒物劇物の販売業者等に対する監視指導（盗難防止、紛失防止、流出防止指導等）を実施します。

(7) SNS を活用した相談支援窓口情報の発信

・支援を必要としている人が簡単に適切な支援策にかかる情報を得ることができるよう SNS を活用した情報発信を実施します。

(8) インターネット上の自殺予告事案への対応

・インターネット上で自殺予告事案を認知した場合には、迅速で適切な対応を継続して実施します。

(9) ひきこもりへの支援の充実

・保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに関する第一次相談窓口や地域支援者の人材育成、普及啓発等の機能を有する「ひきこもり支援センター」において、本人・家族に対する相談・支援等を行い、地域関係者との協働により、ひきこもり対策を推進します。

・子ども・若者総合相談窓口、こころんだいやる、子ども家庭相談センター、滋賀県地域若者サポートステーション（サポステ）において、電話相談や面接相談により本人や家族からの相談に対して必要な支援を行います。

・支援につながらないまま長期化複雑困難化したひきこもり状態にある本人・家族に対し、社会福祉協議会等との連携のもと、訪問活動や必要に応じた受診支援等を通して、個別の状況に応じた支援の充実と地域づくりを推進します。

（10）性犯罪・性暴力等の被害者への支援の充実

・滋賀県犯罪被害者総合窓口や性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOC0）を設置し、犯罪被害者等の状況に応じた適切な情報提供や付添支援等、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かな相談支援を実施し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図ります。

・自殺対策との連携を強化させるため、自殺対策における民間団体による電話相談事業との支援の連携を図ります。

・性犯罪・性暴力被害者など困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所において相談対応、助言支援の取組を進めます。

・犯罪被害者やDV被害者の住まいの確保を支援するため、県営住宅の入居募集時には入居機会の拡大を図ります。

（11）困りごとを抱える人への総合的な対応の推進

・生活困窮者からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。

・相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

・県税事務所における納税相談で相談者の生活困窮が判明した場合に、生活困窮状態の解消に向けて早期に自立相談支援機関につなぐとともに、相互の機関が情報を共有し、必要な支援を行います。

・県営住宅の入居者の家賃滞納者の背景に困りごとを抱えている可能性がある場合等に、必要に応じて相談機関を紹介するなど適切な支援を行います。

・高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援の実施により地域での自立した生活を支援します。

・孤独・孤立の問題を抱える人が、支援を求める声を上げやすい機運を醸成するとともに、必要な人へ情報や支援を届けることができるよう、関係部局と連携し、普及啓発や情報発信を行います。

（12）ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

・子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、母子・父子自立支援員に加え、母子家庭等就業自立支援センターに就業支援員等を配置し、子育てや生活、就業に関する相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることで、総合的・包括的な支援を推進します。

（13）性的マイノリティへの支援の充実

・その人の性的指向・性自認に関する情報を第三者に暴露する行為（アウトティング）等、性的マイノリティが受ける不当な扱いや偏見・差別に対する社会の関心と理解を深め、その発生を防止するための県民啓発を進めます。

・性的指向・性自認に関する悩みがある児童生徒に対しては、学校においてきめ細やかな対応が必要です。児童生徒の心情等に配慮した相談・支援のもと、次のような取組を進めます。

<具体例>◆自認する性別の制服・衣服・体操服の着用を認める。◆職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。◆修学旅行等の宿泊活動において個別に対応する。

・研修等により、性的指向・性自認に関する悩みがある児童生徒等に対する教職員の理解の促進を図るとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促します。多様な背景のある児童生徒が、思いや悩みを相談できるような雰囲気づくりに組織として対応し、安心して過ごせる学校づくりに努めます。

・県内の様々な相談機関で組織する「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」において、性的マイノリティに関する理解を深めるための講座等を実施し、相談員のスキル向上を図るとともに、人権侵害の疑いのある事案を適切な相談窓口につなぐことができるよう、相談機関相互の連携強化を進めます。

・その人の性的指向・性自認等を理由とするセクシュアルハラスメント等の防止、また採用時における公正な採用選考が行われるよう、周知啓発を行います。

(14) インターネット上の人権侵害への対応

・インターネット上で行われる誹謗中傷や差別書き込み等の人権侵害を防止するため、インターネット利用に関するルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を周知・啓発するとともに、人権侵害の被害にあった方の相談支援の充実に取り組みます。

(15) 報道機関に対する周知

・報道機関に適切な自殺報道を呼び掛けるため、WHOの自殺予防の手引きのうち「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」および「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」を報道各社に周知し、それらを遵守するよう要請します。

・また、自殺報道対策について、必要に応じて国と連携し適切に対応を検討します。

9. こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する

自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、こころの健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための職場、地域、学校における体制整備を進めます。

(1) 地域および職場におけるこころの健康づくりの推進

・県および各保健所で実施する地域・職域連携推進事業を活用し、地域や職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

・職場においては、いきいきと働ける職場環境づくりに向けた取組が促進されるよう関係機関との連携強化を図り、健康経営の視点で、職場におけるメンタルヘルス対策の推進に努めます。

・精神保健福祉センター、保健所等において、こころの健康づくりにおける地域保健と産業保健との

連携に努めます。

(2) 学校におけるこころの健康づくりの推進

- ・こころの健康に関する教育の充実を図るとともに、教職員が連携して日頃から児童生徒の心身の健康状態の的確な把握に努めます。
- ・困難を抱える児童生徒をとりまく環境の改善・調整と福祉機関等との連携や、教職員の実践力向上を図るためにスクールソーシャルワーカーの配置・派遣を推進します。
- ・児童生徒や保護者のカウンセリング、教職員への助言や研修等を行い、学校におけるカウンセリング等の機能および教育相談等相談体制の充実を図るために、スクールカウンセラーの配置・派遣を推進します。
- ・心の教育相談センターにおいて、不登校児童生徒の学校復帰や自立への一歩を踏み出すための相談を推進します。

(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

- ・うつ病の早期発見・早期治療につながるとされる「かかりつけ医」を持つことをすすめ、高齢者の社会活動、生きがいづくり、在宅介護者への支援を通じて、閉じこもりや孤立の予防を促進します。

(4) 自殺対策従事者等支援者へのこころのケアの推進

- ・自殺対策従事者のこころの健康を維持するための取組を推進するとともに、事例検討や振り返り等を通して、こころの健康に関する知見を活かした支援の普及を図ります。
- ・悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を推進します。

10. 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、県民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて理解を深めるとともに、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における県民一人ひとりの役割等について意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

(1) 自殺予防に関する啓発事業の実施

- ・自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図り、これらに対する偏見をなくすとともに、自殺に追い込まれるという危機に遭遇した場合には「一人で抱え込まないで誰かに援助を求める」という考え方が県全体の共通認識となるよう自殺予防週間（毎年9月10日からの一週間）および自殺対策強化月間（毎年3月）を中心に、市町、関係機関、民間団体と連携して啓発活動を推進します。

(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- ・道徳や総合的な学習の時間をはじめ学校の教育活動全体を通じて、生命がかげがえのないものであることを知り、自分の命、他の人の命それぞれの尊さを実感できる教育に取り組みます。
- ・社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けることや解決力

の向上に向けた教育や、SOS の出し方や出す力を育てる教育（援助希求的態度の育成）、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育に取り組みます。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置等（会計年度任用職員）することにより、いじめや不登校、虐待、自殺などの未然防止や学校が抱える諸問題の重篤化を防ぐための支援や外部機関との連携を推進します。

11. 自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る

直接的に自殺対策に関わる支援者としての人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている関係者等を自殺対策に係る人材として養成することが重要であり、幅広い分野で自殺対策の研修等を実施するとともに、自殺に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

（1）教職員に対する啓発等の実施

- ・子どものメンタルヘルスの課題を正しく理解し、適切に対応するため教職員の資質向上にかかる専門研修に取り組みます。
- ・児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員等に対して、ゲートキーパー研修を実施し、子どものメンタルヘルスの課題について正しく理解し、支援できるよう人材育成に努めます。

（2）地域における指導的人材養成の実施

- ・ゲートキーパー養成者数を増やすため、市町等においてゲートキーパーの養成を企画、実施する役割を担う人材を養成します。

（3）福祉分野での人材育成の実施

- ・介護、障害福祉、生活保護等の福祉分野の従事者等に対して、うつ病等についての正しい理解を深めてゲートキーパーとしての役割が果たせるよう研修を実施します。
- ・地域住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の向上を図ります。

（4）地域の様々な分野での人材養成の実施

- ・県民と直接的に相談対応することの多い市町行政の様々な窓口の担当者が、相談者の背景にある悩みに気づき必要な支援につなげることができるよう、市町で開催される研修の実施を支援します。
- ・定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いために顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある弁護士、司法書士、金融機関、薬剤師、理容師、美容師等業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が特に期待される職業の関係者に対する研修の実施を促進します。

（5）遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- ・警察官、消防職員等に対して、適切な遺族対応等に関する知識の普及を促進します。

12. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する **重点項目**

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査分析をするとともに、自殺対策に関する情報の提供等を推進します。

(1) 実態を解明するための調査の実施

・本県の実情に応じた自殺対策に取り組むための基礎資料を得るため、自殺対策推進センターにおいて実態調査等を実施します。

(2) 情報収集・分析・提供等の充実

・地域別の効果的な自殺対策を計画的に推進するため、自殺対策推進センターにおいて、衛生科学センターや大学等の専門機関等と連携を図り、「死」や「生」について意見交流する懇話会等の内容を参考にしながら、統計資料等も踏まえ、公衆衛生学や社会学等の様々な知見から本県における自殺の現状分析を行うとともに、市町、関係機関が自殺の実態、地域の実情に応じた取組を進められるよう必要な情報の提供とその活用を支援します。

(3) CDR（予防のための子どもの死亡検証：Child Death Review）との連携

・滋賀県 CDR モデル事業推進会議で得られた知見を共有し連携を図ることで、予防対策の取り組みを推進します。

13. 民間団体との連携を強化する

自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠であり、遺族やその支援者などが、ボランティアとして参加している民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しています。地域の自殺対策において、このような民間団体の活動を明確に位置づけること等により、民間団体の活動を支援します。

(1) 民間団体に対する支援と連携の強化

・自殺対策を効果的に推進するために、自殺対策に積極的な役割を担っている自死遺族の会、断酒会、精神障害者家族会などの団体の活動を支援し、民間団体との連携・協働を推進します。

(2) 民間団体の電話相談事業に対する支援

・自殺をしようと思いつめている人からの電話相談に応じる滋賀いのちの電話相談員の養成事業に対して支援します。

(3) 職能団体の研修活動に対する支援

・医療、保健等の様々な職能団体の研修活動に対して講師派遣などの技術的な支援を実施します。

14. 市町や圏域における実践的な取組を支援する

保健、医療、福祉、教育、司法、労働など様々な関係機関・団体等が、それぞれの取組を主体的かつ継続的に実施し、また効果的な実施のため互いに連携して取り組んでいくことにより、総合的な自殺対策を支援します。

(1) 県自殺対策推進センターを核とした県自殺対策の効果的な実施

- ・本県における自殺対策を総合的かつ効果的に実施するために、関係部局および警察により構成される自殺対策庁内推進会議において、関係部局間の情報の共有と円滑な連携を強化します。
- ・精神保健福祉センターに設置している自殺対策推進センターにおいて、自殺対策を担う人材を育成するための研修会、市町および民間団体への支援、自殺の実態に関する調査や情報収集・分析・提供等を行うとともに、効果的な自殺対策を推進するため関係機関・団体等との連携に取り組みます。
- ・県の自殺の実態や地域の実情に応じた取組が進められるよう、必要な情報提供やその活用についての助言、対策に関する技術的な支援などを行います。

(2) 県自殺対策推進センターによる市町計画改定支援

- ・市町の自殺の実態や地域の実情に応じた取組が進められるよう、必要な情報提供やその活用についての助言、対策に関する技術的な支援などを行います。そのために、自殺対策推進センターが管轄保健所との連携、協働により市町の自殺対策計画改定に必要な支援および情報提供を行います。
- ・自殺対策は家庭や学校、企業、職場、地域など身近な社会全般に深く関係していることから、全市町が自殺対策をテーマとした関係機関による協議の場を設置し、情報の共有や地域特性に応じた連携の確保を図るとともに、計画に基づく効果的な対策の推進に取り組むよう管轄保健所とともに支援していきます。

(3) 自殺未遂者支援を入口とした支援連携体制の確保

- ・自殺未遂者の背景には、家庭や学校、企業、職場、地域など様々な問題が深く関係していることから、圏域毎に体制の確保に取り組んでいる自殺未遂者への支援を通して自殺対策全般にかかる支援連携体制の確保を図ります。

Ⅶ 自殺対策の数値目標と推進体制

1. 推進体制

自殺対策推進センターを核として、滋賀県自殺対策連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、自殺対策に資する取り組みを実施するとともに、市町の自殺対策計画をもとに、市町の実情に応じた取組の推進を図ります。

2. 数値目標

誰も自殺に追い込まれることなく、つながり支え合いのある滋賀の実現を目指すことを基本理念とする計画であることから、最終的には目指すべきはそうした社会の実現ですが、当面の目標としては、自殺死亡率を平成27年(2015年)の17.4と比べて30%以上減少させることとし、令和9年(2027年)には12.2以下となることを目指します。

滋賀県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成29年推計)によると、令和7年1,394,593人、令和12年1,372,841人になると見込まれていることから、令和9年には1,385,893人と推計すると、目標を達成するためには、自殺者数は169人以下となる必要があります。

また、自殺死亡率の減少に加えて、重点項目としている項目等の評価について、若年層(10～39歳)の自殺者数の減少、自殺未遂歴有りの自殺者数の減少、こころの健康に関する相談窓口の認知度の向上を評価指標と目標とし、定量的なデータで評価を実施します。

評価指標	現状値	目標値(R9)	備考
自殺死亡率	15.4(R3)	12.2 以下	人口動態統計
若年層(10～39歳)自殺者数	70人(R3)	減少	人口動態統計
自殺未遂歴ありの自殺者数	49人(R3)	減少	警察庁自殺統計
こころの健康に関する相談窓口の認知度	75%(R4)	増加	滋賀県政世論調査

3. 施策の評価および管理

滋賀県自殺対策連絡協議会において、PDCAサイクルを通じて実施・達成状況の把握と評価を行います。

【用語解説】

あ行

アルコール関連問題

アルコールに関係した問題の全てはアルコール関連問題と呼ばれている。
多量飲酒・有害な使用・アルコール乱用・アルコール依存症が含まれる。

依存症

日常生活に支障をきたしているにもかかわらず、アルコール、薬物など物質の使用や、ギャンブル、買い物などの行為にのめり込み、それがやめられず、自分の力だけではどうにもならない状態となる精神疾患。

か行

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

こころのケアチーム

県内における学校、施設等において、事件、事故、自殺が発生した場合に、周囲の関係者が精神的な危機の状態になることが予測され、精神的な2次被害の拡大を防止するため、組織的な危機介入を目的に関係機関に派遣するチーム。

こころんだいやる

正式名称は「滋賀県子ども・子育て応援センター」。育児や進路、いじめ、不登校、非行、虐待など子どもや親の不安・悩みの相談を専門の相談員が受ける相談窓口。

子ども・若者総合相談窓口

子ども・若者（小学生から概ね39歳）の様々な悩みについて、精神保健の専門性を活かしたアセスメントを行い、悩みごとの解決に最も適した関係機関と連携しながら問題の解決をサポートする相談窓口。

さ行

産後ケア事業

出産施設を退院した母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。宿泊型、ディサービス型、アウトリーチ型（利用者の自宅で実施）がある。

次世代育成支援対策推進法

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に次世代育成対策を推進するために、10年間の時限立法で平成17年(2005年)4月に施行され、平成26年(2014年)にさ

らに10年の延長がされた法律。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

心的外傷後ストレス障害（PTSD）

地震・火事などの被災、事件・事故の被害や目撃、親しい人の急死、性被害など強い恐怖・戦慄・無力感に襲われるような、生命にかかわりかねない出来事を体験または目撃したことによるショック（トラウマ）が一過性でおさまらずに心身両面に様々な後遺症を引き起こしている状態を指す。

スクールカウンセラー

不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みを受け止めて相談にあたり、教員や関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

性的マイノリティ

LGBT（女性の同性愛者（Lesbian）、男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、体と心の性に違和感がある人（Transgender））など、性のあり方が多数派と異なる人を表した言葉。LGBT以外にも、男性・女性のどちらに対しても恋愛感情を抱かない人、自身の性を決めない人・分からない人など、様々な人が含まれる。

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）

性暴力被害者に対し、24時間365日ホットラインをはじめ、医療、相談、付添支援など、総合的な支援を可能な限り一か所で提供するワンストップ支援センター。「SATOCO」は、Sexual Assault victim Total Care One stop BIWAKO（性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖）の略。

た行

地域・職域連携推進会議

県、市町、事業者および医療保険者等の地域と職域の関係者が相互に情報交換を行うことで、保健事業に関する共通理解を図り、生涯を通じた健康づくりのために必要な課題やその解決のための施策を検討する場。

は行

犯罪被害者総合窓口

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に寄り添った付添支援などを行う総合窓口。

悲嘆（グリーフケア）

グリーフ（grief）は、悲嘆・深い悲しみのことで、グリーフケアは身近な人との死別などの喪失体験をした人が、その悲しみから立ち直れるようそばにいて立ち直る過程を支援すること。

ま行

マタニティハラスメント（パタニティハラスメント）

女性労働者の妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせや解雇などの不利益な取り扱いを行うこと。男性労働者に対するものは、パタニティハラスメントとよばれる。

や行

抑うつ状態

「憂うつである」「気分が落ち込んでいる」などの症状を「抑うつ気分」といい、抑うつ気分が強い状態を「抑うつ状態」という。

A～Z

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で社会的なつながりを持つことができるサービス

PDCA サイクル

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）という流れを繰り返し、改善しながら継続的に活動しながら、根拠に基づいた活動を展開するための手法。

【機関名解説】

しがジョブパーク

若年求職者の就職相談窓口と県内企業の人材確保相談窓口の設置・運営、就職採用等に関するセミナーの開催や求職者と企業とのマッチング機会の創出等の事業を総合的に実施し、求職者の就職・職場定着を支援するとともに、県内企業の人材確保を双方向的に支援する機関。

矯正施設

犯罪をした者や非行のある少年等を収容し、改善更生等を目的とする施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院がある。

子ども家庭相談センター

児童福祉法の規定に基づき、県に設置が義務づけられている児童相談所であり、子どもの福祉に関する相談に応じ、援助などを行う行政機関。

地域若者サポートステーション（サポステ）

若年者雇用対策の一環として、15～49歳の若者の職業的自立を支援することを目的に、厚生労働省が全国に設置した就職相談窓口。

自殺対策推進センター

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、すべての市町等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、自殺に関する実態把握、広報啓発、電話相談、人材育成、遺族支援等を行う機関。

滋賀マザーズジョブステーション

子育てをしながら再就職を希望する女性等を対象に、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや託児の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで実施する、滋賀県と滋賀労働局が共同または一体的に運営する機関。

シニアジョブステーション滋賀

中高年齢者の多様な働き方を応援するために、定年退職後等の再就労や、これまで培われてきたスキルを活かす転職・起業、NPOでの活動などを希望する方を対象として、キャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などの就労支援をワンストップで実施する、滋賀県および滋賀労働局が一体的に運営する機関。

少年センター

青少年の健全育成を目的として、いじめ・不登校・非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動をはじめ、街頭補導活動、有害環境の浄化活動、就労支援、居場所づくりといった活動などを行う機関。

精神科救急情報センター

休日・夜間における緊急および救急事例に対する迅速かつ適切な対応および精神科救急相談の業務を行う機関。

精神保健福祉センター

地域の関係機関へ技術協力、人材育成のための教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、協力組織の育成、精神医療審査会や精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）に関する事務、精神科救急相談、緊急対応などの業務を行う機関。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康を守り、暮らしを支援するため、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護等を行う機関として、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士が配置されている。介護保険法に基づき平成18年（2006年）から設置されている。

難病相談支援センター

地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進および就労支援などを行うため、都道府県が設置するものであり、本県はその運営を滋賀県難病連絡協議会に委託している。

ひきこもり支援センター

ひきこもりに特化した相談窓口として、電話・面接等による相談の他、普及啓発、人材育成、関係機関の連携構築などを実施する機関。

母子家庭等就業自立支援センター

母子家庭の母等の就業を促進するため、雇用の開拓や就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した支援サービスを提供する機関。

令和4年度 滋賀県自殺対策連絡協議会

	所 属 名	役 職	氏 名
滋賀県自殺対策連絡協議会委員	(社) 滋賀県医師会	副会長	木村 隆
	滋賀県産科婦人科医会	会長	野村 哲哉
	(社) 滋賀県病院協会	琵琶湖病院 院長	石田 展弥
	滋賀医科大学 精神医学講座	教授	尾関 祐二
	滋賀弁護士会	弁護士	黒田 啓介
	滋賀県司法書士会	相談事業部長	春山 政輝
	(社) 滋賀県薬剤師会	常務理事	瀧川 政邦
	滋賀県消防長会	大津市消防局警防課 救急高度化推進室長	北村 勝
	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	会長	呉屋 之保
	滋賀県商工会連合会	専務理事	石河 康久
	滋賀労働局労働基準部	健康安全課長	吉村 賢一
	(独) 労働者健康福祉機構 滋賀産業保健総合支援センター	副所長	吉川 昌毅
	滋賀県臨床心理士会	医療・保健事業担当理事	若井 貴史
	認定特定非営利活動法人「滋賀いのちの電話」	理事長	三上 房枝
	凧の会おうみ	代表	高谷 篤史
	(社) 滋賀県社会福祉協議会	地域福祉課 課長心得兼はぐくみ係長	武村 絹子
	滋賀県市長会	野洲市健康推進課課長	北田 一栄
	滋賀県町村会	日野町 福祉保健課 課長	福田 文彦
	滋賀県教育委員会	教育次長	嬉野 公人
	滋賀県保健所長会	甲賀保健所長	小林 靖英
滋賀県立精神保健福祉センター	所長	辻本 哲士	
オブザーバー	滋賀県CDR推進会議	会長	一杉 正仁
	滋賀県死因究明等推進協議会	会長	
	いのち支える自殺対策推進センター 地域支援室	室長	生水 裕美
自殺対策庁内連携会議構成員	県民活動生活課	主任主事	吉岡 桃子
	人権施策推進課	副主幹	今井 良
	健康福祉政策課	主幹兼係長	田中 康博
	医療政策課	主幹兼係長	岡本 淳
		主査	木村 和真
	健康寿命推進課	副参事	風間 昌美
		主査	村上 真智子
医療福祉推進課	主任主事	西 義彦	

	所 属 名	役 職	氏 名
自殺対策庁内連携会議構成員	薬務課	副主幹	林 正宗
	子ども・青少年局	主査	万木 尋己
	中小企業支援課	主事	尾崎 英寿
	労働雇用政策課	主査	井戸田 望美
	女性活躍推進課	主事	村木 咲香
	幼小中教育課	主査	曾我 智子
	保健体育課	指導主事	中尾 香織
	生活安全企画課	係長	辻本 宗利
事務局	自殺対策推進センター (精神保健福祉センター)	副参事兼係長	平井 昭代
		精神保健福祉士	小西 亮
		自殺対策推進コーディネーター	曾羽 久恵
	障害福祉課	課長	長谷川 貴也
		参事兼係長	熊越 祐子
		主査	池田 健太郎

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に

おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総

理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。